

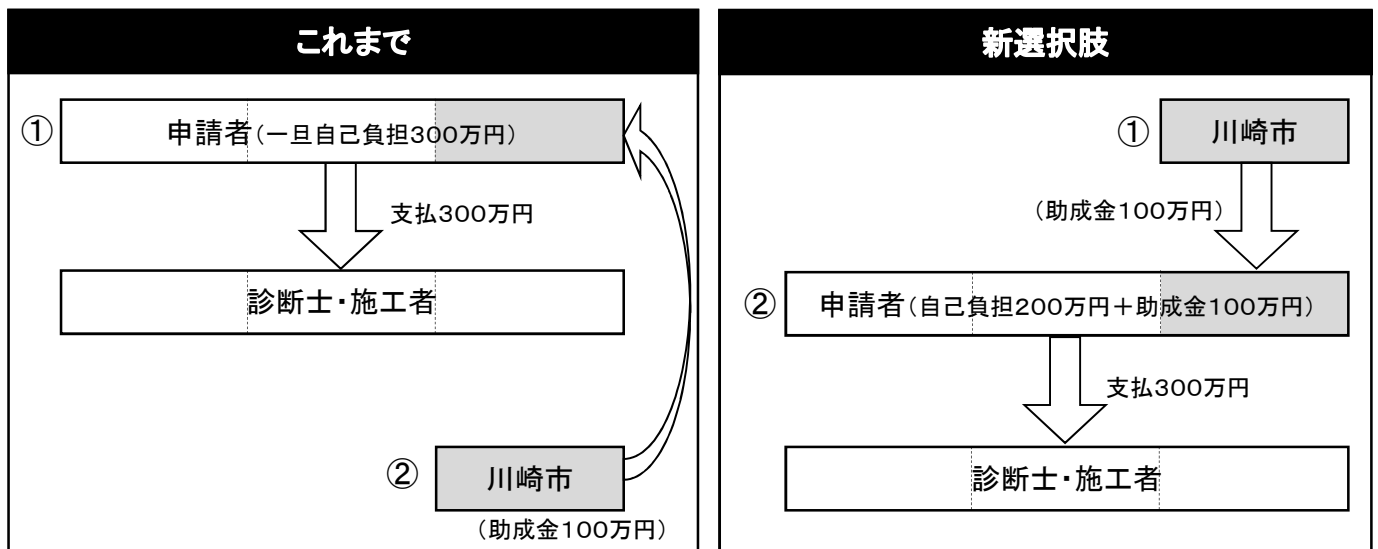
耐震改修等に係る助成金の受領時期を 選べるようになりました。



○これまで、申請者が診断士及び施工者へ改修費用等の支払いをしたことを市が確認した後に、助成金を申請者へお支払いしてきましたが、令和2年度より、診断士及び施工者への支払いの前に、助成金を申請者へお支払いすることができるようになりました。

○この制度を利用するには、申請者と診断士及び施工者との合意が必要です。制度の利用を希望される申請者は、契約する予定の方とよく話し合ってください。

(例) 改修費用等300万円、助成金100万円の場合



○市への助成金請求時に、領収書等を提出することの確約書を提出してください。

○改修費用等の支払い後、速やかに市へ領収書等を提出してください。

利用対象制度

- ・木造住宅耐震改修助成制度
- ・耐震シェルター等設置助成制度
- ・特定建築物等耐震改修等事業助成制度
- ・耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等助成制度
- ・マンション耐震改修等事業助成制度

【問合せ・申込先】

川崎市 まちづくり局 市街地整備部 防災まちづくり推進課 耐震化支援担当
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話 044-200-3017
FAX 044-200-3967